

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(令和5年2月28日～)

1 認定申請手数料(法34I関係)

○ 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法35Ⅱの申出を行う場合のみ合計
- ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の手数料相当額
(以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額)・・・審査を求める場合のみ合計

※複数建築物による申請の場合、申請建築物の①～③の金額を合計した額に他の建築物ごとの①の金額を加算した額が1件あたりの手数料となります。(法第35条第2項による②及び③については、認定申請に係る申請建築物に限ります。)

○ 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合：区分「1」
- 2) 共同住宅等の場合：区分「2」
- 3) 非住宅建築物の場合：区分「3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住宅部分のみ：区分「2」
 - ・非住宅部分のみ：区分「3」
 - ・建築物全体：区分「2」+「3」

【表1】基本額

区分	対象	床面積(※1)	評価建築物(※2)	簡易評価法建築物(※3)	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超～200㎡以下	6,120円	20,400円	38,760円
		200㎡超～	6,120円	21,420円	42,840円
2	共同住宅等	0㎡超～300㎡以下	11,220円	36,720円	77,520円
		300㎡超～2,000㎡以下	22,440円	64,260円	129,540円
		2,000㎡超～5,000㎡以下	51,000円	115,260円	219,300円
		5,000㎡超～10,000㎡以下	89,760円	174,420円	314,160円
		10,000㎡超～25,000㎡以下	134,640円	310,080円	608,940円
		25,000㎡超～50,000㎡以下	205,020円	527,340円	1,080,180円
3	非住宅建築物	0㎡超～300㎡以下	11,220円	97,920円	255,000円
		300㎡超～1,000㎡以下	18,360円	124,440円	319,260円
		1,000㎡超～2,000㎡以下	30,600円	163,200円	412,080円
		2,000㎡超～5,000㎡以下	89,760円	264,180円	587,520円
		5,000㎡超～10,000㎡以下	142,800円	345,780円	724,200円
		10,000㎡超～25,000㎡以下	179,520円	415,140円	855,780円
		25,000㎡超～50,000㎡以下	224,400円	486,540円	976,140円
		50,000㎡超～	314,160円	630,360円	1,216,860円

※1 区分「2 共同住宅等」の床面積は、共同住宅等の共用部分を評価しない方法による場合は、共用部分を除いた床面積をいいます。

※2 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第35条第1項各号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。

※3 簡易評価建築物とは、住宅にあつては誘導仕様基準、非住宅にあつてはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	床面積の合計	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
	30㎡以下	9,180円	18,360円
30㎡超～100㎡以下	31,620円	57,120円	
100㎡超～200㎡以下	38,760円	66,300円	
200㎡超～500㎡以下	61,200円	88,740円	
500㎡超～1,000㎡以下		157,080円	
1,000㎡超～2,000㎡以下		214,200円	
2,000㎡超～5,000㎡以下		377,400円	
5,000㎡超～10,000㎡以下		508,980円	
10,000㎡超～50,000㎡以下		676,260円	
50,000㎡超		1,103,640円	
建築設備		23,460円	
工作物		37,740円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積(※4)	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～500㎡以下	142,800円
500㎡超～1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

※4 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2 変更認定申請手数料（法36I関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法35Ⅱの申出を行う場合のみ合計
- ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の手数料相当額
（以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額）・・・審査を求める場合のみ合計

※複数建築物による申請の場合、申請建築物の①～③の金額を合計した額に他の建築物ごとの①の金額を加算した額が1件あたりの手数料となります。（法第35条第2項により②及び③については、認定申請に係る申請建築物に限ります。）

○ 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合：区分「1」
- 2) 共同住宅等の場合：区分「2」
- 3) 非住宅建築物の場合：区分「3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住宅部分のみ：区分「2」
 - ・非住宅部分のみ：区分「3」
 - ・建築物全体：区分「2」+「3」

【表1】基本額

区分	対象	床面積（※1）	評価建築物（※2）	簡易評価法建築物（※3）	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超～200㎡以下	6,120円	20,400円	38,760円
		200㎡超～	6,120円	21,420円	42,840円
2	共同住宅等	0㎡超～300㎡以下	11,220円	36,720円	77,520円
		300㎡超～2,000㎡以下	22,440円	64,260円	129,540円
		2,000㎡超～5,000㎡以下	51,000円	115,260円	219,300円
		5,000㎡超～10,000㎡以下	89,760円	174,420円	314,160円
		10,000㎡超～25,000㎡以下	134,640円	310,080円	608,940円
		25,000㎡超～50,000㎡以下	205,020円	527,340円	1,080,180円
3	非住宅建築物	50,000㎡超～	311,100円	929,220円	1,991,040円
		0㎡超～300㎡以下	11,220円	97,920円	255,000円
		300㎡超～1,000㎡以下	18,360円	124,440円	319,260円
		1,000㎡超～2,000㎡以下	30,600円	163,200円	412,080円
		2,000㎡超～5,000㎡以下	89,760円	264,180円	587,520円
		5,000㎡超～10,000㎡以下	142,800円	345,780円	724,200円
		10,000㎡超～25,000㎡以下	179,520円	415,140円	855,780円
25,000㎡超～50,000㎡以下	224,400円	486,540円	976,140円		
50,000㎡超～	314,160円	630,360円	1,216,860円		

【表2】建築確認申請手数料相当

建築物	変更に係る部分の床面積の1/2 +増築部分の床面積	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
	30㎡以下	9,180円	18,360円
30㎡超～100㎡以下	31,620円	57,120円	
100㎡超～200㎡以下	38,760円	66,300円	
200㎡超～500㎡以下	61,200円	88,740円	
500㎡超～1,000㎡以下		157,080円	
1,000㎡超～2,000㎡以下		214,200円	
2,000㎡超～5,000㎡以下		377,400円	
5,000㎡超～10,000㎡以下		508,980円	
10,000㎡超～50,000㎡以下		676,260円	
50,000㎡超		1,103,640円	
建築設備		16,320円	
工作物		26,520円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

変更に係る部分の床面積の1/2 （増築する場合は別に定める規定による）（※4）	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～500㎡以下	142,800円
500㎡超～1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

3 算定事例

【事例1】

一戸建ての住宅（100㎡）の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（評価建築物又は簡易評価建築物（以下、評価建築物等）ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 38,760 \text{ 円}}$$

【事例2】

事務所併用住宅（住宅部分：160㎡、事務所部分50㎡）の非住宅部分のみの建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 255,000 \text{ 円}}$$

【事例3-1】

延べ面積 2,100㎡（住戸専用部分：1,900㎡、共用部分200㎡）のマンションの住棟全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（共用部分の評価をしない。評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 129,540 \text{ 円}}$$

【事例3-2】

延べ面積 2,100㎡（住戸専用部分：1,900㎡、共用部分200㎡）のマンションの住棟全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（共用部分の評価をする。評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 219,300 \text{ 円}}$$

【事例4】

総住戸数 20戸、延べ面積1,850㎡（住戸専用部分：1,500㎡、共用部分：150㎡、1F店舗部分：200㎡）の店舗付きマンションの建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（共用部分の評価をする。評価建築物等ではない。）であって、かつ、法35Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 384,540 \text{ 円} + 214,200 \text{ 円} + 189,410 \text{ 円} = 788,150 \text{ 円}}$$

（内訳）

- ① 基本額 = 129,540円 + 255,000円 = 384,540円
- ② 建築確認申請手数料相当額 = 214,200円
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額 = 189,410円

【事例5】

延べ面積 6,000㎡のホテルの建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$\boxed{1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 724,200 \text{ 円}}$$

【事例6】

延べ面積 5,000㎡の事務所（申請建築物）（評価建築物等ではない。）及び延べ面積3,000㎡（住戸専用部分：2,500㎡、共用部分：500㎡）のマンション（他の建築物）（共用部分の評価をする。評価建築物等ではない。）の複数建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合であって、かつ、法35Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

1件あたりの認定申請手数料 = 1,191,250円（申請建築物） + 219,300円（他の建築物） = 1,410,550円

（申請建築物 内訳）

- ① 基本額 = 587,520円
- ② 建築確認申請手数料相当額 = 377,400円
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額 = 226,330円

申請建築物の合計金額 = 587,520円 + 377,400円 + 226,330円 = 1,191,250円

（他の建築物 内訳）

- ① 基本額 = 219,300円

他の建築物の合計金額 = 219,300円